○内閣府
厚生労働省令第　　号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項並びに同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月　　日

内閣総理大臣　菅　義偉
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象

規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別紙様式第２号（第21条第１項関係） 第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 年　　月　　日作成　　住　　所 年　　月　　日備付　　労働金庫名 理　事　長　氏　　名　　印	別紙様式第２号（第21条第１項関係） 第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 年　　月　　日作成　　住　　所 年　　月　　日備付　　労働金庫名 理　事　長　氏　　名　　印
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	１．　［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項	⑵　［同左］
［①～⑩　略］	［①～⑩　同左］
⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）	［加える。］
⑫　［略］	⑪　［同左］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
⑷　［略］	⑶　［同左］
［削る。］	⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
⑸　金融商品に関する事項	［加える。］

① 金融商品の状況に関する事項

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6)～(26)　［略］

［２．～９．　略］

別紙様式第３号（第21条第１項関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫名

理事長氏　名　　印

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分

(5)～(25)　［同左］

［２．～９．　同左］

別紙様式第３号（第21条第１項関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫名

理事長氏　名　　印

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

８．～12.　［略］

13.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第６号（第 21 条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日作成　　住　　所

年　　月　　日備付　　労働金庫連合会名

理　　事　　長　氏名　　印

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

７．～11.　［同左］

12.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第６号（第 21 条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日作成　　住　　所

年　　月　　日備付　　労働金庫連合会名

理　　事　　長　氏名　　印

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

こと。）	
⑫　［略］	⑪　［同左］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項	［加える。］
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額	
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
⑷　［略］	⑶　［同左］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
⑹～㉖　［略］	⑸～㉕　［同左］
［２．～９．　略］	［２．～９．　同左］
別紙様式第７号（第21条第１項関係）	別紙様式第７号（第21条第１項関係）
第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書	第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書
年　月　日作成　住　所	年　月　日作成　住　所
年　月　日備付　労働金庫連合会名	年　月　日備付　労働金庫連合会名
理　事　長　氏名　印	理　事　長　氏名　印
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１．～６．　略］	［１．～６．　同左］
７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。	［加える。］
⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項	
⑵　収益を理解するための基礎となる情報	

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

８．～12.　［略］

13.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第９号（第 113 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫名）

（所在地）

殿

年　月　日

（労働金庫名）

（理　事　長）　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第１　［略］

７．～11.　［同左］

12.　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）、修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第９号（第 113 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫名）

（所在地）

殿

年　月　日

（労働金庫名）

（理　事　長）　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第１　［同左］

第２　貸　借　対　照　表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

［削る。］

⑸　金融商品に関する事項

①　金融商品の状況に関する事項

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に

第２　貸　借　対　照　表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［加える。］

代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

(6)～(26)　［略］

［２．～９．　略］

第３　損 益 計 算 書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載

(5)～(25)　［同左］

［２．～９．　同左］

第３　損 益 計 算 書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

８．～13.　［略］

［第４・第５　略］

別紙様式第９号の２（第113条第２項関係）　（日本産業規格　Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（労働金庫名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（労働金庫名）

（理　事　長）氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連　結　財　務　諸　表

１．　［略］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

７．～12.　［同左］

［第４・第５　同左］

別紙様式第９号の２（第113条第２項関係）　（日本産業規格　Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（労働金庫名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（労働金庫名）

（理　事　長）氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連　結　財　務　諸　表

１．　［同左］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

は、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

［削る。］

⑸　金融商品に関する事項

①　金融商品の状況に関する事項

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の５の２

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪・⑫　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

［加える。］

第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹～㉒　［略］

［２．～８．　略］

３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫は、⑴及び⑶に掲げる事項を省略することができる。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２．～８．　［略］

４．　［略］

別紙様式第 10 号（第 113 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）

（所在地）

年　月　日

⑸～㉑　［同左］

［２．～８．　同左］

３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

１．～７．　［同左］

４．　［同左］

別紙様式第 10 号（第 113 条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）

（所在地）

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理事長）　　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第１　［略］

第２　貸　借　対　照　表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

殿

（労働金庫連合会名）

（理事長）　　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第１　［同左］

第２　貸　借　対　照　表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

⑪　［同左］

［加える。］

容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉖　［略］

［２．～９．　略］

第３　損　益　計　算　書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

８．～13.　［略］

［第４～第６　略］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～㉕　［同左］

［２．～９．　同左］

第３　損　益　計　算　書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

［加える。］

７．～12.　［同左］

［第４～第６　同左］

別紙様式第10号の２（第113条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（労働金庫連合会名）

（所　在　地）

年　　月　　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理　　事　　長）氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連　結　財　務　諸　表

１．　［略］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑩　略］

⑪　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

別紙様式第10号の２（第113条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（労働金庫連合会名）

（所　在　地）

年　　月　　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理　　事　　長）氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連　結　財　務　諸　表

１．　［同左］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑩　同左］

［加える。］

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑫・⑬　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹～㉑　［略］

［２．～７．　略］

３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

１．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

⑪・⑫　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸～⑳　［同左］

［２．～７．　同左］

３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

は、記載することを要しない。

２．～８．　［略］

⑵　［略］

⑶　連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［表略］

（記載上の注意）

１．顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

２．～10.　［略］

11.　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10.　の注記と併せて記載することを妨げない。

４．　［略］

５．第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）

［表略］

（記載上の注意）

１．～７．　［同左］

⑵　［同左］

⑶　連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［加える。］

１．～９．　［同左］

10.　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記９．の注記と併せて記載することを妨げない。

４．　［同左］

５　第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　略］ （間接法により表示する場合） ［表略］ （記載上の注意） ［１・２　略］	［１・２　同左］ （間接法により表示する場合） ［同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）別紙様式第二号記載上の注意１．⑸及び別紙様式第六号記載上の注意１．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（労働金庫法第五十九条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（労働金庫法第四十一条第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新規則の規定を適用することができる。

２　新規則別紙様式第二号記載上の注意１．⑵⑪及び別紙様式第六号記載上の注意１．⑵⑪の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に開始する事業年度に係

る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新規則の規定を適用することができる。

3　新規則別紙様式第二号記載上の注意１．⑶及び別紙様式第六号記載上の注意１．⑶の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新規則の規定を適用することができる。

4　新規則別紙様式第三号記載上の注意７．及び別紙様式第七号記載上の注意７．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（労働金庫法第四十一条第一項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新規則の規定を適用することができる。

5　新規則別紙様式第九号第２記載上の注意１．⑸及び別紙様式第十号第２記載上の注意１．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法第九十四条第一項において準用

する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

6　新規則別紙様式第九号第２記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第３記載上の注意７．並びに別紙様式第十号第２記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第３記載上の注意７．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

7　新規則別紙様式第九号第２記載上の注意１．⑶及び別紙様式第十号第２記載上の注意１．⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

8　新規則別紙様式第九号の二第２２．記載上の注意１．⑸及び別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．⑸の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

9　新規則別紙様式第九号の二第２２．記載上の注意１．⑵⑪及び同様式第２３．記載上の注意１．並びに別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．⑵⑪、同様式第２３．⑴記載上の注意１．及び同様式第２３．⑶記載上の注意１．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

10　新規則別紙様式第九号の二第２２．記載上の注意１．⑶及び別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．⑶の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事

業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

（労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

第三条　労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（令和二年内閣府厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の労働金庫法施行規則別紙様式第二号記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第九号第２記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第九号の二第２２．記載上の注意１．中「(6)」を「(7)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号第２記載上の注意１．中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号の二第２２．記載上の注意１．中「(6)」を「(7)」に改める。